

2023年4月18日

## 面会制限の緩和について（通知）

2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に変更となります。これに伴い、面会制限を緩和する時期となります。つきましては緩和への準備と注意事項を確認いたします。なお、通常面会に戻すまでには高齢者施設のリスク管理の下に段階を応じて進めたいと思いますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- ・制限緩和開始日

2023年5月8日

- ・制限緩和に伴う準備内容

過去3年間の入職職員はコロナ前の面会状況を知らないため、各施設にて研修の実施をお願いいたします。（接遇管理、家族対応、面会に伴う注意事項の確認）

- ・面会に際しての注意点

日程	面会内容
2023年4月現在	面会場所：ロビー、相談室 面会時間：20分前後 面会人数：2～3名 予 約：あり 備 考：12歳以下の面会をご遠慮頂く。ただし、特別な要望があれば、申し入れに従い、許可する場合もある。 （※双方、マスク着用）
2023年5月8日以降	面会場所：ロビー、相談室、フロアの共用部分、個室（多床室は不可） 面会時間：20分前後 面会人数：2～3名 予 約：あり 備 考：年齢にかかわらずマスクができれば面会可能。食事の持ち込みは最初をご遠慮いただき、時期を見て解除となる予定。 （※ご家族様はマスク着用、ご利用者様はマスク着用が望ましい）

- ・制限緩和時の受付対応について

ご家族様問わず、外来者の出入りについては体調管理や滞在時間などを管理し、感染に関わるリスクのみならず、防犯意識を持って対応することが望ましい。

社会福祉法人 若竹大寿会 感染委員会